

千葉市総合政策局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、総合政策局の所管に係る委託及び修繕（以下「委託等」という。）の実施に関し必要な審査を行うため、千葉市総合政策局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を総合政策局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、1件あたりの設計金額(予定価格。単価契約による場合にあつては、予定単価に予定数量を乗じた金額)が1,000万円以上の委託等に係る次に掲げる事項を審査する。ただし、施行決定を省略するもの（「千葉市決裁規程の運用について」平成24年3月30日付23総人第1002号副市長依命通達の8に記載）、財政局資産経営部契約課が所管するもの及び別途委員会等を設置して参加資格等を審査するものを除く。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関すること。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委託等に関し必要な事項。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合政策局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 危機管理部長
- (3) 総合政策部長
- (4) 未来都市戦略部長
- (5) 政策企画課長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、総合政策部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員は、所管事項に係る委託等の付議案件についての議事に参加することができない。
- 3 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 4 委員長は、委員（総合政策部長を除く。）にやむを得ない事情があるときは、それぞれ次に掲げる職にある者を代理出席させることができる。

職名	代理出席できる者
市長公室長	秘書課長
危機管理部長	危機管理課長
未来都市戦略部長	スマートシティ推進課長
政策企画課長	政策企画課長補佐

5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議案となっている契約案件を所管する委員は、当該議案に係る議決に参加することができない。

6 委員長は、急施を要するとき、又は審査会の会議を開く暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

7 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、総合政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。